

あなたと共に。未来を育てる。

2025年10月

相続手続きの委託について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

東日本銀行は、2025年11月より下記のとおり相続手続きを横浜銀行に委託いたします。

横浜フィナンシャルグループの横浜銀行・東日本銀行・神奈川銀行は各行連携し、今後もより一層サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 委託開始日

2025年11月4日(火)

2. 相続手続きについて

横浜フィナンシャルグループの東日本銀行は、相続手続きを横浜銀行に委託いたします。

委託開始日以降、東日本銀行の相続の受付・相続関係書類の送り元・提出先などは、横浜銀行の相続サポートセンターにて承ります。

※被相続人の取引内容によっては、東日本銀行のお取り引き店の担当者より、お手続きに関するご案内をすることがあります。

なお、東日本銀行の本支店窓口で相続関係書類をご提出される際は、東日本銀行の書類のみ提出可能です。東日本銀行の本支店窓口で横浜銀行・神奈川銀行の書類をお預かりすることや、横浜銀行・神奈川銀行の本支店窓口で東日本銀行の書類をお預かりすることはできかねますので、あらかじめご留意くださいますようお願いいたします。

《本件に関するお問い合わせ》

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

《相続のお手続きに関するご相談》10月31日まで

[お取引店](#)にご連絡ください。

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです)

以上